ステッカー貼付の注意事項

【共通事項】

- ① このステッカーは、平成31年4月1日現在の承認状況に基づき交付しています。<u>代替等で車両等の異動の予定がある場合は、速やかに一般廃棄</u>物指導課まで連絡してください。
- ② 一覧表により、車両番号と承認番号を確認して貼付してください。
- ③ 貼付誤り等に気づいた場合は、速やかに一般廃棄物指導課に連絡してください。
- ④ 平成30年度(旧)ステッカーは、破れてしまった場合であっても一般廃棄物指導課に返却してください。

【承認ステッカー(小判型)】

- 運転席側は、窓ガラスの下に貼付してください。
- ・ 助手席側扉に安全窓がある場合は、余白スペースを考慮して貼付してください。

安全窓には絶対に貼付しないでください。

※ 不適正な貼付がされている場合(貼付の位置、車体表示が不適正な場合も含む)は、ステッカーの貼り直し等の指示をすることもあります。

【機材承認証(丸形ステッカー)】 【専用ステッカー(角形ステッカー)】

・ コンテナ左右側面前方部分にそれぞれ1枚ずつ貼付してください。 (飛散防止シートを掛けた時に隠れない位置)

裏面に続く

【表示基準】

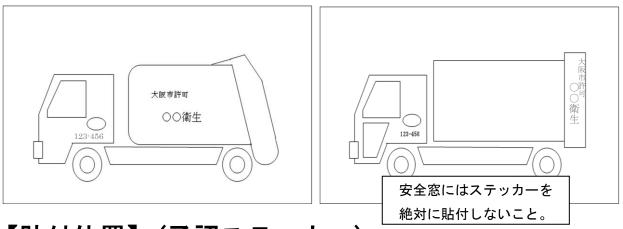
基準については、以下のとおりです。(車種が軽四平ボディのものについては括弧内の 寸法以上とします。)

表示内容	1	法	表示場所
許可番号	高 7 (6) cm ×	幅 3(3)cm 以上	ドア部
大阪市許可	高 15 (10) cm ×	幅 10(8)cm 以上	荷台
商号・屋号	高 20 (10) cm ×	幅 20(8)cm 以上	荷台

表示の字体はゴシック体とします。

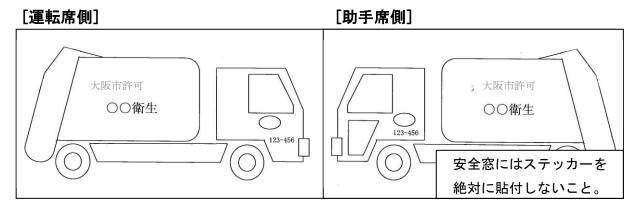
許可番号の表示場所については、原則ドア部ですが、安全窓等によりスペースが確保できない場合、キャビン部への表示を認めます。また、車体の色やデザインについては、指定はありませんが車体表示が確認しやすいものとします。上記表示内容以外の表示については、事前に一般廃棄物指導課に申請書を提出し、承認を受けることが必要です。

表示例



【貼付位置】(承認ステッカー)

- ・ 運転席側(右側)は運転席のドアのガラス窓すぐ下の部分(運転手の顔のすぐ下) とします。助手席側(左側)についても、原則として運転席側(右側)と同じ位置 とします。ただし、助手席ドアに安全窓がある場合についてのみ、貼付位置の変更 を認めます。
- 必ず(旧)ステッカーをはがしてから、(新)ステッカーを貼ってください。



【貼付位置】(機材承認証・専用ステッカー)

・ コンテナ左右側面前方部分にそれぞれ1枚ずつ貼付してください。 (飛散防止シートを掛けた際に隠れない位置に。)

[運転席側]

[助手席側]

